

お知らせ

ワシントン条約: 第15回締約国会議における附属書改正事項について

平成22年5月14日
経済産業省貿易経済協力局
貿易管理部貿易審査課・農水産室

ワシントン条約第15回締約国会議で決定された附属書改正対象種は以下のとおりです。
改正附属書の発効日は、いずれも平成22年6月23日(水)となります。
同日以降、以下の動植物種を含む貨物を輸出入される場合には、外為法に基づく手続きが従来と異なりますので十分ご注意ください。

なお、このお知らせは、ワシントン条約事務局が発出した事務局通報(2010/007)から仮訳・構成したものです。今後、最終的に詳細な文言等が変更となる可能性があります。あらかじめご了承ください。

【動物】

整理番号	改正内容
No.1	オオカミ(<i>Canis lupus</i>)のうち、飼育された標本及びデインゴ(<i>Canis lupus familiaris</i> 及び <i>Canis lupus dingo</i>)を条約の適用対象外とする。
No.2	マリアナガモ(<i>Anas oustaleti</i>)を附属書Ⅰから削除する。
No.3	モレレットワニ(グアテマラワニ)(<i>Crocodylus moreletii</i>)を附属書Ⅰから附属書Ⅱに移行する。(ベリーズ及びメキシコの個体群に限る。商業目的で取引される野生の標本については、ゼロの割当てとする。)
No.4	エジプト原産のナイルワニ(<i>Crocodylus niloticus</i>)を附属書Ⅰから附属書Ⅱに移行する。(エジプトの個体群に限る。商業目的で取引される野生の標本については、ゼロの割当てとする。)
No.5	ベイカートゲオイグアナ(<i>Ctenosaura bakeri</i>)、アグアントゲオイグアナ(<i>Ctenosaura melanosterna</i>)及びロータントゲオイグアナ(<i>Ctenosaura oedirhina</i>)を附属書Ⅱに新規掲載する。
No.6	ドダレトゲオイグアナ(<i>Ctenosaura palearis</i>)を附属書Ⅱに新規掲載する。
No.7	アカアママガエル属全種(<i>Agalychnis spp.</i>)を附属書Ⅱに新規掲載する。
No.8	カイザーツエイモリ(<i>Neurergus kaiser</i>)を附属書Ⅰに新規掲載する。
No.9	サタンオオカブト(<i>Dynastes satanas</i>)を附属書Ⅱに新規掲載する。

【植物】

整理番号	改正内容
No.1	ラン、サボテン及びトウダイグサ等に係る注釈規定の改正。 従前との主な変更点は、以下のとおり。 ① セレニケレウス属の茎、花並びにその部分及び派生物を条約の適用対象外とする。 ② 包装された小売取引用に準備されたエウフォルビア・アンティスユフィリティカ(<i>Euphorbia antisyphilitica</i>)の完成品を条約の適用対象外とする。

No.2	オペルクリカリュア・ヒュファイノイデス(<i>Operculicarya hyphaenoides</i>)を附属書Ⅱに新規掲載する。
No.3	オペルクリカリュア・パキユプス(<i>Operculicarya pachypus</i>)を附属書Ⅱに新規掲載する。
No.4	エウフォルビア・ミセラ(<i>Euphorbia misera</i>)を条約の適用対象外とする。
No.5	ローズウッド(アニバ・ロサイオドラ種)(<i>Aniba rosaeodora</i>)に注釈※1を付し、附属書Ⅱに新規掲載する。
No.6	附属書Ⅰに掲げるラン科のすべての種に付された注釈を以下のように改正する。 (附属書Ⅰに掲げる次のすべての種は、試験管中で固体又は液体の培地によって作成された実生又は組織培養体であって無菌の容器で輸送されたものは、締約国会議で合意された「人工的に繁殖させた」標本の定義に合致する場合に限り、この条約の適用を受けない。)
No.7	附属書Ⅱに掲げるベカリオフォイニクス・マダガスカリエンシス(<i>Beccariophoenix madagascariensis</i>)について、マダガスカルから輸出された種子を新たに条約の適用対象とする。
No.8	附属書Ⅱに掲げるミエミツヤヤシ(<i>Dypsis decaryi</i> [<i>Neodypsis decaryi</i>])について、マダガスカルから輸出された種子を新たに条約の適用対象とする。
No.9	アデニア・オラボインシス(<i>Adenia olaboensis</i>)を附属書Ⅱに新規掲載する。
No.10	ナンアヤマモガシ(<i>Orothamnus zeyheri</i>)を附属書Ⅱから削除する。
No.11	アフリカヤマモガシ(<i>Protea odorata</i>)を附属書Ⅱから削除する。
No.12	キュフォステンマ・エレファントプス(<i>Cyphostemma elephantopus</i>)を附属書Ⅱに新規掲載する。
No.13	キュフォステンマ・モンタゲナキイ(<i>Cyphostemma montagnacii</i>)を附属書Ⅱに新規掲載する。
No.14	グアヤクウッド(ユソウボク)(<i>Bulnesia sarmiento</i>)を附属書Ⅲから附属書Ⅱに移行し、注釈※2を付す。

※(斜体)は学名を指す。

※1 注釈 ローズウッド: 丸太、製材品、薄板、合板及び精油
(包装された小売取引用に準備された完成品を除く。)

※2 注釈 ユソウボク: 丸太、製材品、薄板、合板、粉末及び抽出物

【本件に関するお問い合わせ先】

○加工品(飲食料品を除く)

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部 貿易審査課
電話 03-3501-1659

○上記以外のもの

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部 農水産室
電話 03-3501-0532